

第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

※下線部は第12次計画からの主な変更（追加）点

○鳥獣保護管理事業計画の位置づけ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条に基づき環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」に即して、同法第4条に基づき都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業の実施に関する計画

第一 計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

第二 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

第三 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方

第四 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

- 鳥獣保護区の指定 [現在の指定状況：79箇所（59,367ha）]
 - ・新規指定：なし
 - ・既指定区域の指定期間更新：39箇所（32,493ha）
- 特別保護地区の指定 [現在の指定状況：8箇所（802ha）]
 - ・新規指定：なし
 - ・既指定区域の指定期間更新：1箇所（14ha）
- 狩猟鳥獣（イノシシを除く）捕獲禁止区域の指定
 - ・鳥獣保護区を一時的に解除し、イノシシ以外の捕獲等を禁止する区域の指定を検討 [現在の指定状況：1箇所（220ha）]

第五 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ・狩猟者の育成を図るため、キジ及びヤマドリの放鳥を実施

第六 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ・捕獲目的に応じて許可基準等を設定
 - 目的の区分：①学術研究、②鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止 等

第七 特定猟具使用禁止区域及び猟区に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定
 - ・新規指定：なし [現在の指定状況：216箇所（61,501ha）]
 - ・既指定区域の指定期間更新：82箇所（27,827ha）

第八 特定計画の作成に関する事項

- ・茨城県イノシシ管理計画、茨城県ニホンジカ管理方針に基づく対策を推進

第九 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- ・狩猟鳥獣、特定鳥獣の生息状況等に関する各種調査を実施

第十 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- ・鳥獣保護管理員を配置し、違法飼養の取締りや鳥獣保護区等の鳥獣の生息状況調査を実施
- ・鳥獣の保護及び管理の担い手としての狩猟者の確保と、知識・技術の向上のための取組を推進

第十一 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

- 傷病鳥獣救護への対応
 - ・人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した野生鳥獣の救護を実施
- 感染症への対応
 - ・畜産業への影響が大きい高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等について、関係機関と連携した対策を実施